

東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園
指定管理者募集要項

令和5年8月
岩 見 沢 市

目次

(頁)

I 指定管理者の施設の管理に関する事項

1 事業内容に関する事項	1
2 事業の適正な執行に関する事項	2

II 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の参加資格要件	3
2 募集方法	4
3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	6
4 募集スケジュール	7
5 応募に関する留意事項	7
6 参考資料	7
東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園位置図(図A-1)	9
東山公園外4緑地(東山公園)平面図(図A-2)	10
東山公園外4緑地(東山公園)施設位置図(図A-3)	11
東山公園外4緑地(鳩が丘記念緑地)平面図(図A-4)	12
東山公園外4緑地(鳩が丘記念緑地)施設位置図(図A-5)	13
東山公園外4緑地(北海幹線用水路鳩が丘緑地)平面図(図A-6)	14
東山公園外4緑地(北海幹線用水路鳩が丘緑地)施設位置図(図A-7)	19
東山公園外4緑地(北海幹線用水路並木町三角緑地)平面図(図A-8)	20
東山公園外4緑地(北海幹線用水路並木町三角緑地)施設位置図(図A-9)	21
東山公園外4緑地(北海幹線用水路駒園緑地)平面図(図A-10)	22
東山公園外4緑地(北海幹線用水路駒園緑地)施設位置図(図A-11)	24
東山公園外4緑地(東山公園)便所平面図・立面図(図A-12)	25
玉泉館跡地公園平面図(図A-13)	26
玉泉館跡地公園茶室平面図(図A-14)	27
玉泉館跡地公園茶室立面図(図A-15)	28
あやめ公園平面図(図A-16)	29
あやめ公園あやめふれあい館平面図(図A-17)	30
あやめ公園あやめふれあい館立面図(図A-18)	31
東山公園他4緑地・玉泉館跡地公園指定管理業務収支実績書(令和3・4年度)	32
東山公園他4緑地・玉泉館跡地公園指定管理業務 使用料収入、利用実績書(令和3・4年度)	34
あやめ公園指定管理業務収支実績書(令和3・4年度)	35
あやめ公園使用料収入、利用実績書(令和3・4年度)	37
7 応募書類	39

東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号。以下「指定条例」という。）に基づき、東山公園外4緑地（東山公園・鳩が丘記念緑地・北海幹線用水路鳩が丘緑地・北海幹線用水路並木町三角緑地・北海幹線用水路駒園）・玉泉館跡地公園・あやめ公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者を募集します。

I 指定管理者の施設の管理に関する事項

1 事業内容に関する事項

（1）施設の概要

ア 各施設概要

種別	公園名	所在地	面積	主要施設	備考
総合公園	東山公園	岩見沢市総合公園	20.0ha	園路・広場・樹木・花壇・四阿・ベンチ・便所	教育部の施設管理業務範囲を除く
都市緑地	鳩が丘記念緑地	岩見沢市鳩が丘1丁目	0.09ha	園路・広場・樹木・花壇・モニュメント	
	北海幹線用水路鳩が丘緑地	岩見沢市12条東1丁目20番ほか	1.89ha	園路・広場・樹木・花壇・噴水・せせらぎ・ベンチ	
	北海幹線用水路並木町三角緑地	岩見沢市並木町22番地4ほか	0.49ha	園路・広場・樹木・花壇・ベンチ	
	北海幹線用水路駒園緑地	岩見沢市並木町26番地ほか	4.89ha	園路・広場・樹木・花壇・せせらぎ・ベンチ	
近隣公園	玉泉館跡地公園	岩見沢市東山3丁目198番地1ほか	1.75ha	園路・広場・樹木・池・便所・茶室・四阿・橋	
地区公園	あやめ公園	岩見沢市緑が丘3丁目	4.40ha	あやめふれあい館・花菖蒲園・花壇・芝生広場・園路・広場・樹木・池・ベンチ・パークゴルフ場・駐車場・便所・四阿・入口木製デッキ・遊具	

イ 設置目的 屋外における休息な観賞、遊戯その他レクリエーションの用に供するとともに、都市景観保全、改善に資することを目的に設置

(2) 指定管理者が行う管理基準

岩見沢市都市公園条例（昭和36年条例第19号。以下「公園条例」という。）及び岩見沢市都市公園条例施行規則（昭和36年規則第21号。以下「公園規則」という。）に定める管理基準に従い管理を行います。

※管理基準に関する細目的事項は、決定者と協議の上、協定で定めます。

(3) 指定管理者の業務等

ア 東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園の維持管理に関すること。

イ 東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園の使用の許可等に関すること。

ウ その他詳細については、別紙「東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園指定管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照して下さい。

(4) 指定の期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和6年4月1日から令和11年年3月31日までとします。

(5) 管理に係る経費

市は毎年度の予算の範囲内において、管理経費（委託料）を指定管理者に支払うものとし、申請時の収支計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と市が協議の上、毎年度協定で定めます。

ア 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として支払います。なお、支払いの時期や支払いの方法は別途協定で定めます。

イ 管理口座・経理区分

管理業務に係る収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して、管理することとします。

ウ 施設の利用料

(ア) 利用料金制

玉泉館跡地公園・あやめ公園の利用料金は法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、施設の使用料は、指定管理者の収入とします。

(イ) 利用料金の設定

使用料の額は、公園条例別表に定める使用料の範囲内において、あらかじめ岩見沢市長（以下「市長」という。）の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

(ウ) 利用料金の減免

利用料金を一定の基準で減免しているものがありますので、利用料金においても同様の取り扱いとします。

2 事業の適正な執行に関する事項

(1) 業務の委託

指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはなりません。

ただし、止むを得ない事情がある場合は、管理業務の一部を再委託することができます。

(2) 法令等の遵守

管理業務を執行する上で、指定条例、公園条例、公園規則、都市公園法（昭和31年法律第79号）のほか、特に以下の法令等を理解するとともに、遵守のための措置を講じる

ものとしします。

ア 地方自治法

第244条第2項～指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。

第244条第3項～指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 岩見沢市個人情報保護条例

岩見沢市個人情報保護条例（平成15年条例第19号）を理解し、個人情報の漏えい、滅失を防止する等適正な保護及び管理のため必要な措置を講じること。

(3) 事業報告書の提出

ア 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとしします。

イ 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年4月30日までに、管理の業務に関し前年度分の事業報告書を作成し、市に提出するものとしします。

※月報及び事業報告書で報告すべき内容は、業務仕様書で定めます。

(4) 利用者アンケートの実施

施設利用者の要望等を把握するため、予め市とその方法について協議したうえで利用者アンケートを実施し、その状況を市へ報告すること。

(5) モニタリングの実施

市が必要と認めた場合、施設の管理運営について、仕様書、協定書に沿って適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか毎月、四半期毎、年度毎に市へ報告すること。

(6) 調査、指示等

市は、東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務又は経理の状況等に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示をすることができます。

(7) 指定の取消し等

市は、指定管理者が法令あるいは協定に違反したとき、又は、前項の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

II 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の資格等

ア 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）としします。個人での応募はできません。

イ 上記の法人等は、単独又は共同事業体で応募することができます。ただし、単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

(2) 共同事業体の構成員の変更

共同事業体での応募の場合は、代表する法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項等

次に該当する法人等は、応募者となることはできません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、その取り消しの日から1年（本市以外の地方公共団体による取り消しの場合は6ヶ月）を経過しない者
- オ 法第92条の2（議員の兼業禁止）、同法第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
- カ 法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税を滞納している者
- キ 本市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

2 募集方法

（1）募集要項等の配布

- ア 配布場所：岩見沢市建設部公園緑地環境課（以下「担当課」という。）
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL：0126-23-4111
- イ 配布期間：令和5年8月1日（火）から8月31日（木）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです）
- ウ その他：募集要項及び応募書類等は、岩見沢市オフィシャルサイト（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることができます。

（2）現地説明会の開催

東山公園他4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園の指定管理者応募予定団体を対象とした現地説明会を次のとおり実施しますので申請を予定している団体は、必ず参加して下さい。

- ア 開催日時：令和5年8月10日（木） 午後2時00分（調整可）
- イ 場所：東山公園市民の森広場管理事務所
- ウ 申込み：参加希望者は8月7日（月）までに「現地説明会参加申込書」をホームページからダウンロードし、担当課への持参又は郵送による受付とします。（持参の場合は午前9時から午後5時まで、郵送の場合は午後5時必着とします）
- エ 留意事項：参加人数は、各法人等で2名以内（共同事業体で応募する場合は、各構成員につき2名以内）とします。

（3）質問の受付及び回答

応募に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間：令和5年8月1日（火）から8月15日（火）まで（必着）
- イ 質問の方法：「指定管理者の募集に関する質問書」をホームページからダウンロードし、要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送又は電子メールにより担当課へお届けください。（持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は午後5時必着です）
- ウ 回答の方法：令和5年8月31日（木）までに、市のホームページに掲載すると

もに、令和5年9月4日（月）から9月13日（水）の期間において担当課で閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

エ その 他：上記の受付期間終了後の質問については、原則として受け付けいたしません。

ただし、担当課がやむを得ないと判断したものについては、質問を受け付けて上記の方法により回答する場合があります。

（４） 応募期間等

ア 応募期間：令和5年9月1日（金）から10月2日（月）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとします）

イ 応募方法：次の書類を担当課まで持参してください。

※郵送、電子メール、FAX等による提出は受理しません。

ウ 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
- (イ) 指定管理者事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (ウ) 施設の管理に係る業務の収支計画書（以下「収支計画書」という。）
指定期間内の各年度の収支予算を主な収入・支出の項目に区分して示してください。
また、収支予算の積算内訳についても示してください。
ただし、消費税の改正に伴う影響額は見込まないでください。
- (エ) 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの）、法人以外の団体にあっては、規約、構成員名簿、代表者の身分証明書等
- (オ) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の団体にあっては、団体の財務状況を明らかにする書類
- (カ) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書
- (キ) 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税について未納がないことの証明）
- (ク) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団体にあっては、業務の内容を明らかにする書類

※共同事業体で応募の場合は、(エ)～(ク)の書類をそれぞれの構成員毎に添付してください。

※共同事業体で応募の場合は、上記のほか、次の書類を添付してください。

- a 共同事業体の結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類
 - ・共同事業体申請書
 - ・共同事業体協定書（様式任意）共同事業体協定書には、出資比率・構成員ごとの担当業務、市からの指定管理料の分担受領比率及び構成員による債務不履行への対応を明記してください。
- b 共同事業体連絡先一覧
各構成員の所在地・商号（名称）・代表者名・代表者生年月日・当該申請に関する担当者名とその連絡先・代表者、構成員の別を明記し、各構成員代表者の印を押印してください。
- c 委任状（様式任意）

- ・ 共同事業体の代表者が各構成員から下記の事項について委任された旨、市長に届け出る書式とし、各構成員の所在地・商号（名称）・代表者名を明記し、それぞれ代表者の印を押印してください。
- ・ 委任事項
 - ・ 指定管理者の指定の申請に関する事項
 - ・ 提案書の提出及び協定の締結に関する事項
 - ・ 応募の辞退に関する事項
 - ・ 経費の請求及び受領に関する事項
 - ・ 契約に関する事項
 - ・ その他、指定管理業務に関する事項

エ 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市が指定管理者の選定の公表等に必要とする場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

オ 書類提出上の留意事項

- (ア) 提出書類のサイズはA4縦判、左綴じとしてください。
- (イ) 提出部数は、10部（原本1部、副本9部）。
- (ウ) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (エ) 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。ただし、応募者の不利益となると市が認めたものは除きます。

3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、応募者の参加資格要件について審査します。

(2) 選定委員会による審査

建設部指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

審査は、申請書類及び応募者のプレゼンテーションにより行いますが、プレゼンテーションの実施日は別途連絡いたします。

(3) 資格審査の結果、要件を満たさない応募者は失格とします。

【審査の視点】

審査は、指定条例第4条に規定する基準を基本に、次のような観点から行います。

- ・ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ・ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- ・ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

※上記の審査の結果、いずれの応募者も評価点数が基準点に満たない場合は該当者なしとします。（応募者が1社の場合も同じ。）

(4) 優先交渉権者の選定

審査により優先交渉権者を選定します。

(5) 選定結果の通知（11月下旬予定）

審査の結果は、応募者に対して速やかに通知します。

(6) 優先交渉権者との協議

選定後、優先交渉権者と協定内容の細目について協議を行います。優先交渉権者と協議が整わない場合は、再度選定を行い、次点の応募者を優先交渉権者とします。

(7) 指定管理者の指定（12月下旬予定）

優先交渉権者との協議後、岩見沢市議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後、指定管理者として指定します。

(8) 指定管理者との協定締結

ア 協定の締結

市は、指定管理者と施設管理等に関する細目的事項を定めた協定書及び市が支払うべき管理費の額等を定めた年次協定書により締結します。

イ 協定で定める事項

- ・協定の期間に関する事項
- ・管理業務の内容に関する事項
- ・利用料金（減免含む）に関する事項
- ・事業報告及び業務報告に関する事項
- ・市が支払うべき管理費用に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・再委託の禁止等に関する事項
- ・損害賠償に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・管理業務の引継ぎに関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・その他市長が定める事項

4 募集スケジュール

項 目	月 日
現地説明会の開催	令和5年8月10日（木）
資料の閲覧期間	令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）
質問事項の受付期間	令和5年8月1日（火）～令和5年8月15日（火）
質問事項の回答期限	令和5年8月31日（木）
申請書等の提出期間	令和5年9月1日（金）～令和5年10月2日（月）
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年10月（予定）
選定委員会による審査 （指定管理者候補者の選定）	令和5年10月（予定）
指定管理者の指定の議決	令和5年第4回定例会
協定の締結及び引継ぎ	令和6年3月
指定管理開始	令和6年4月1日（月）

5 応募に関する留意事項

(1) 応募内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 虚偽を記載した場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合、又は関係法令の規定に違反している場合は、失格とします。

(3) 応募書類の取扱い

応募書類は返却いたしません。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(5) 応募者名等の公表

市長は、選定委員会による審査終了後、応募者数、指定管理者候補者名、選定理由については、ホームページにより公表します。

(6) 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 参考資料	(頁)
東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園位置図（図A-1）	9
東山公園外4緑地（東山公園）平面図（図A-2）	10
東山公園外4緑地（東山公園）施設位置図（図A-3）	11
東山公園外4緑地（鳩が丘記念緑地）平面図（図A-4）	12
東山公園外4緑地（鳩が丘記念緑地）施設位置図（図A-5）	13
東山公園外4緑地（北海幹線用水路鳩が丘緑地）平面図（図A-6）	14
東山公園外4緑地（北海幹線用水路鳩が丘緑地）施設位置図（図A-7）	19
東山公園外4緑地（北海幹線用水路並木町三角緑地）平面図（図A-8）	20
東山公園外4緑地（北海幹線用水路並木町三角緑地）施設位置図（図A-9）	21
東山公園外4緑地（北海幹線用水路駒園緑地）平面図（図A-10）	22
東山公園外4緑地（北海幹線用水路駒園緑地）施設位置図（図A-11）	24
東山公園外4緑地（東山公園）便所平面図・立面図（図A-12）	25
玉泉館跡地公園平面図（図A-13）	26
玉泉館跡地公園茶室平面図（図A-14）	27
玉泉館跡地公園茶室立面図（図A-15）	28
あやめ公園平面図（図A-16）	29
あやめ公園あやめふれあい館平面図（図A-17）	30
あやめ公園あやめふれあい館立面図（図A-18）	31
東山公園他4緑地・玉泉館跡地公園指定管理業務収支実績書（令和3・4年度）	32
東山公園他4緑地・玉泉館跡地公園指定管理業務 使用料収入、利用実績書（令和3・4年度）	34
あやめ公園指定管理業務収支実績書（令和3・4年度）	35
あやめ公園使用料収入、利用実績書（令和3・4年度）	37

【問合先・担当課】

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所建設部公園緑地環境課公園緑地事業係

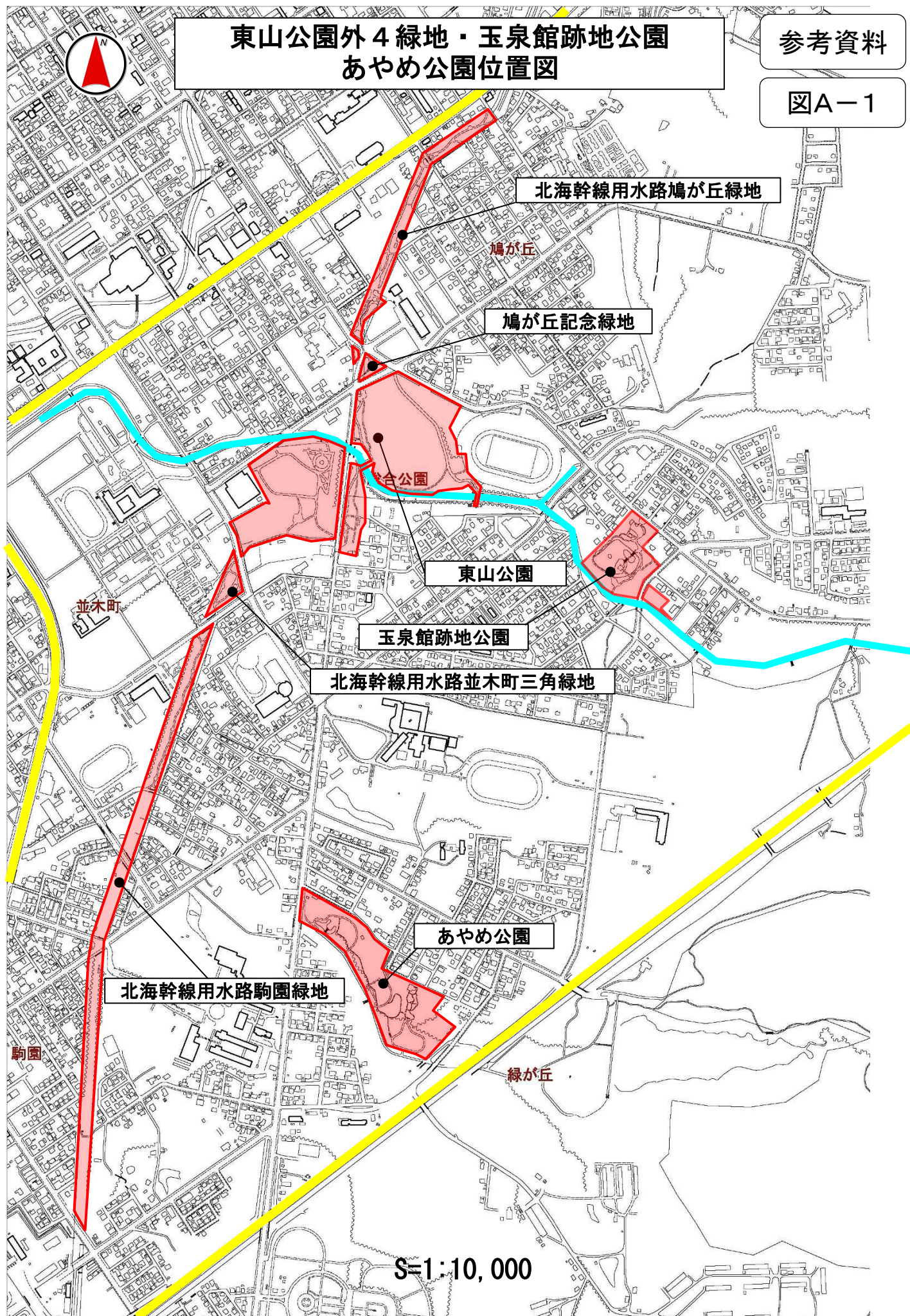
TEL：0126-23-4111（内線2451・2452）

Eメール：matisui@city.iwamizawa.lg.jp

東山公園外 4 緑地・玉泉館跡地公園
あやめ公園位置図

参考資料

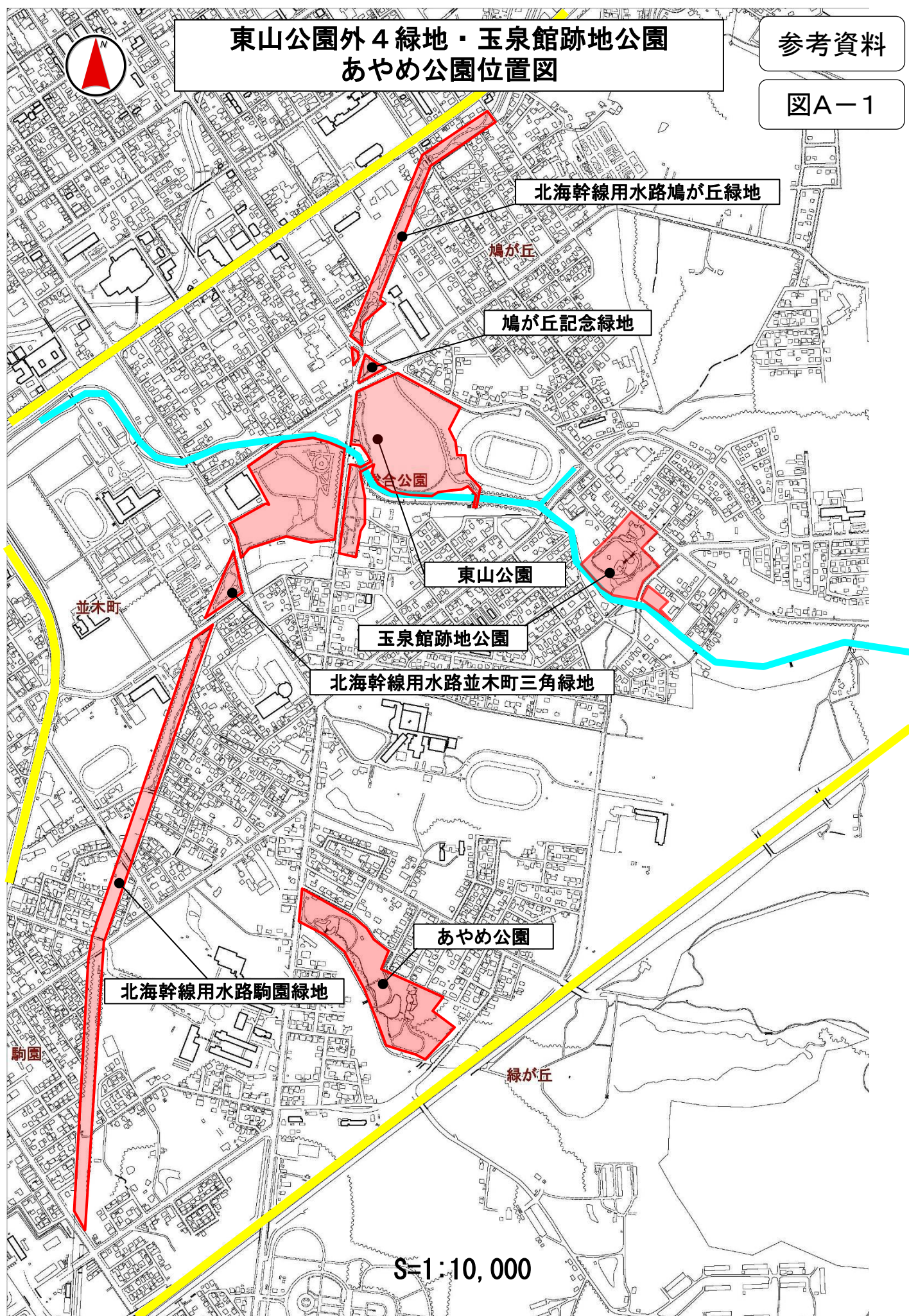
図A-1



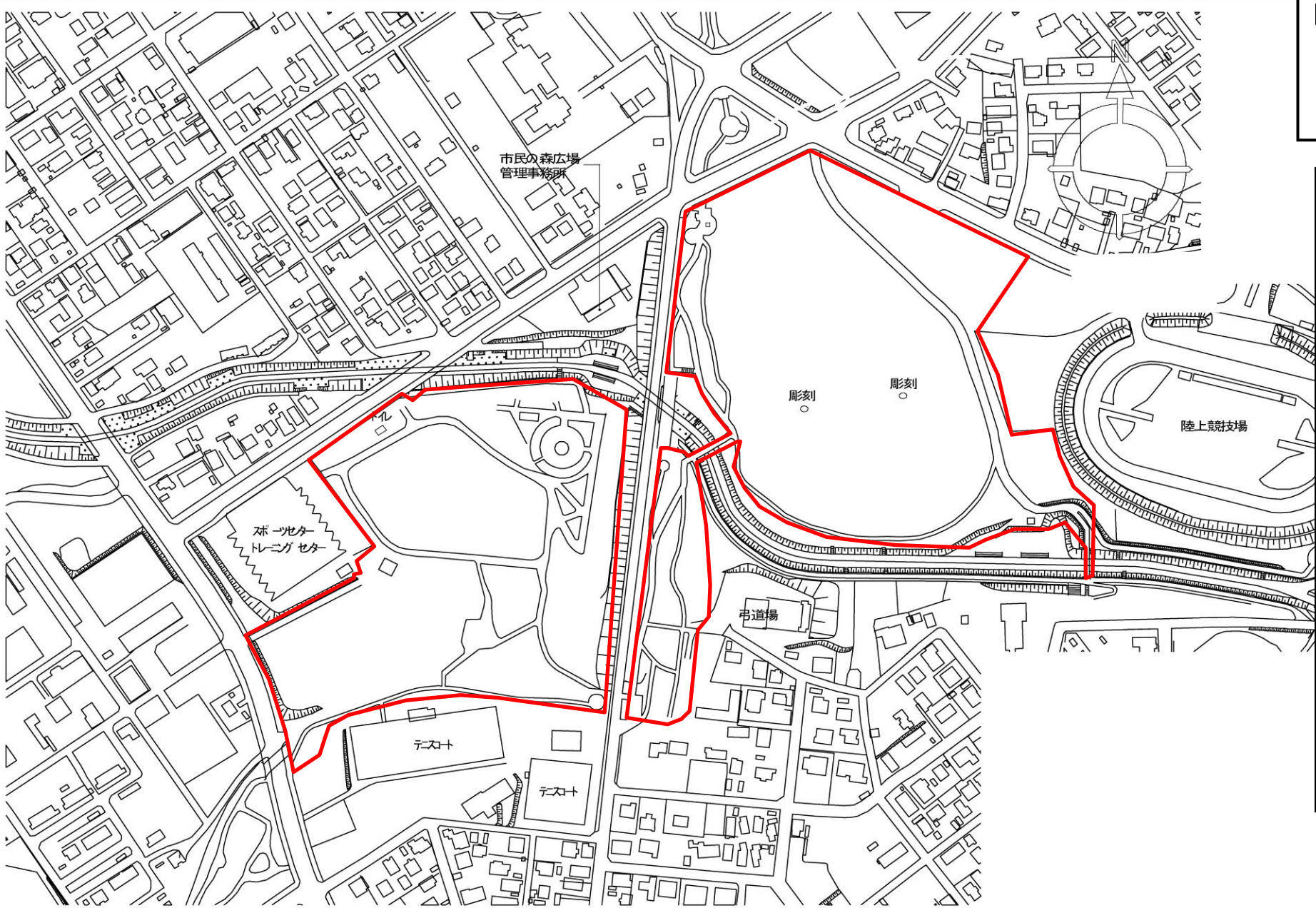
東山公園外 4 緑地・玉泉館跡地公園
あやめ公園位置図

参考資料

図A-1



東山公園他4緑地(東山公園) 平面図

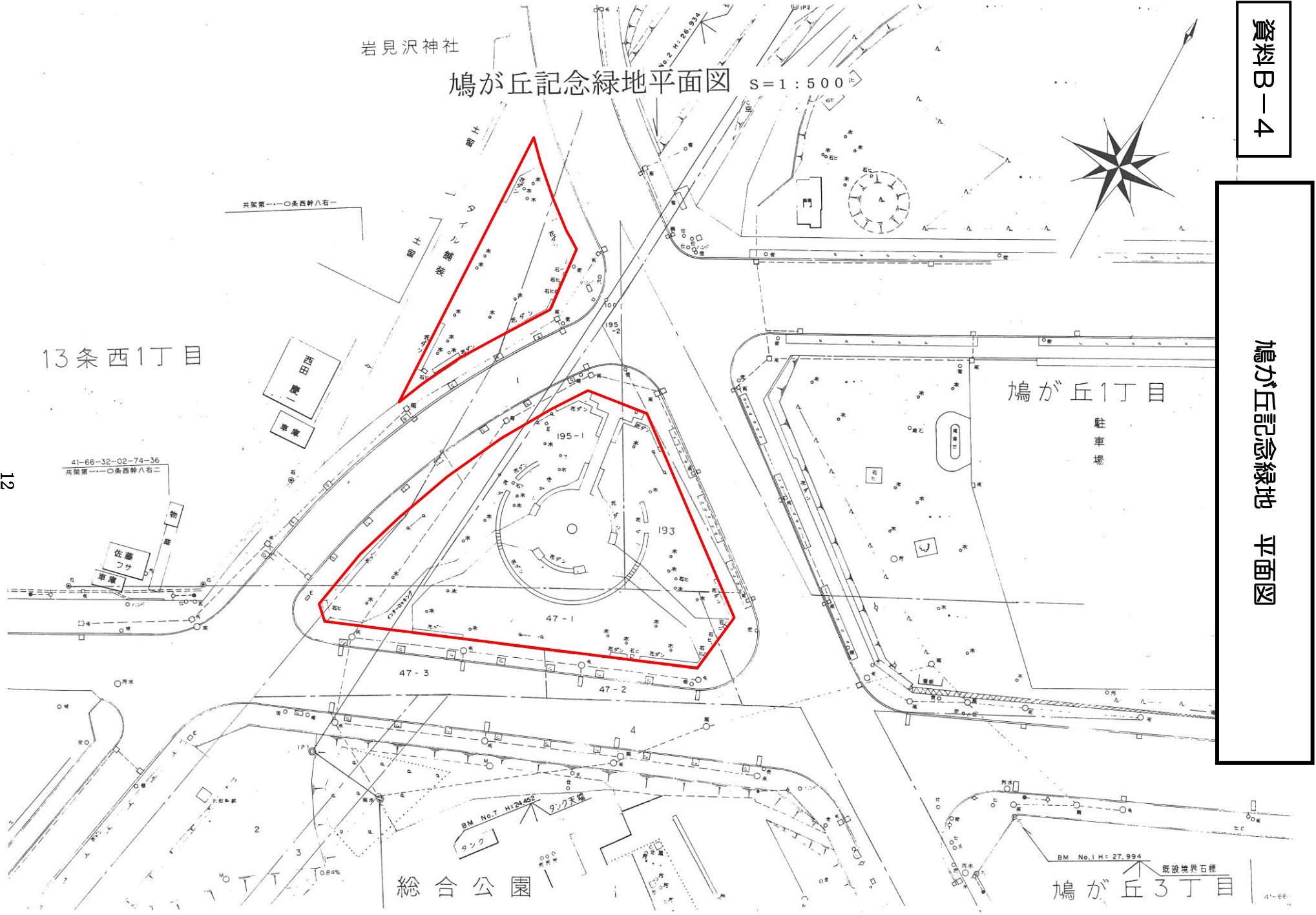


東山公園他4緑地(東山公園) 施設位置図

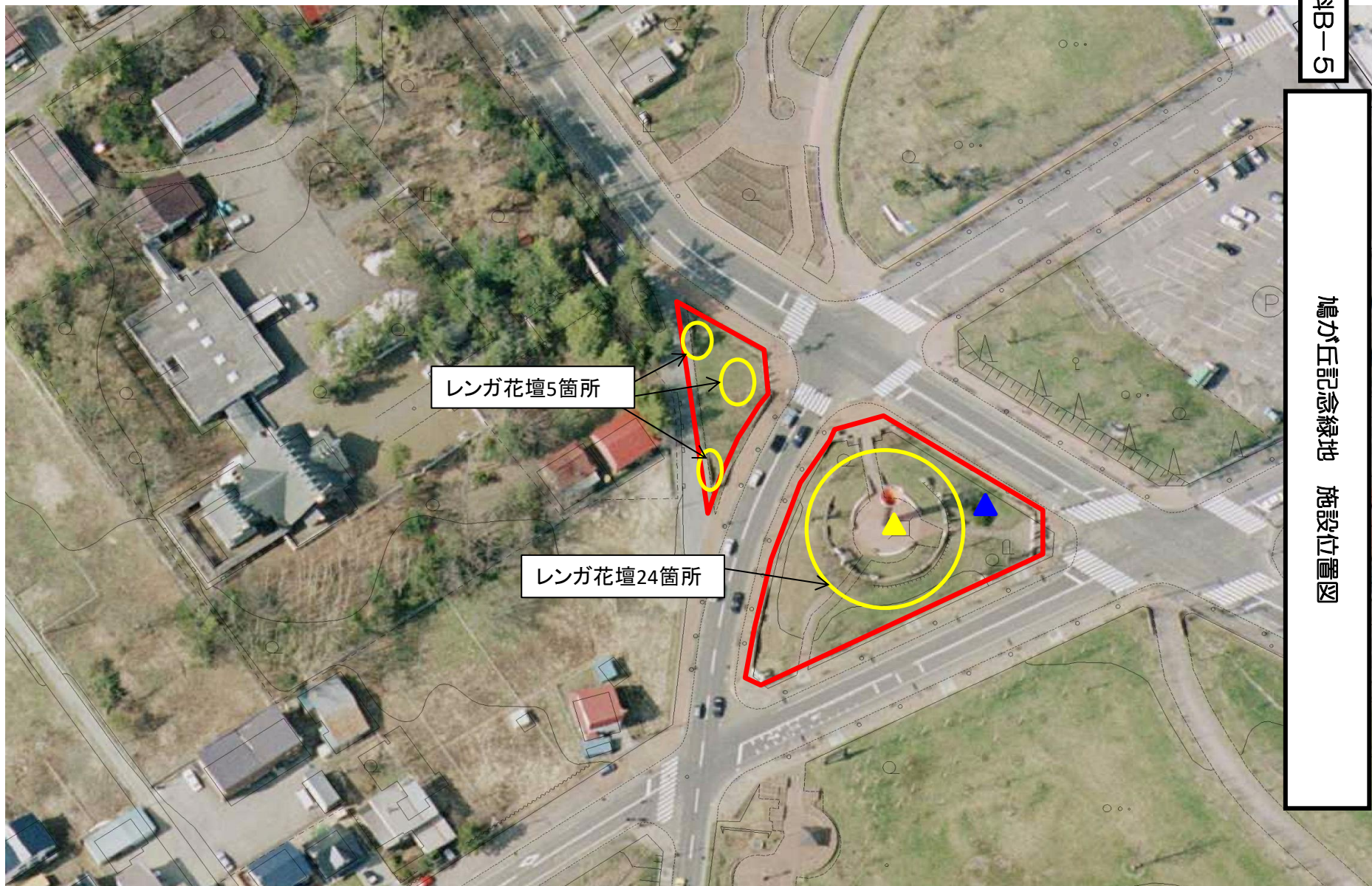
- ベンチ(総数) 21基
- ▲ モニュメント 6基
- 四阿 3基
- 照明灯 25基
- ▲ 石碑 2基
- レンガ花壇(総数) 6箇所
- ▲ 水飲み場 1基



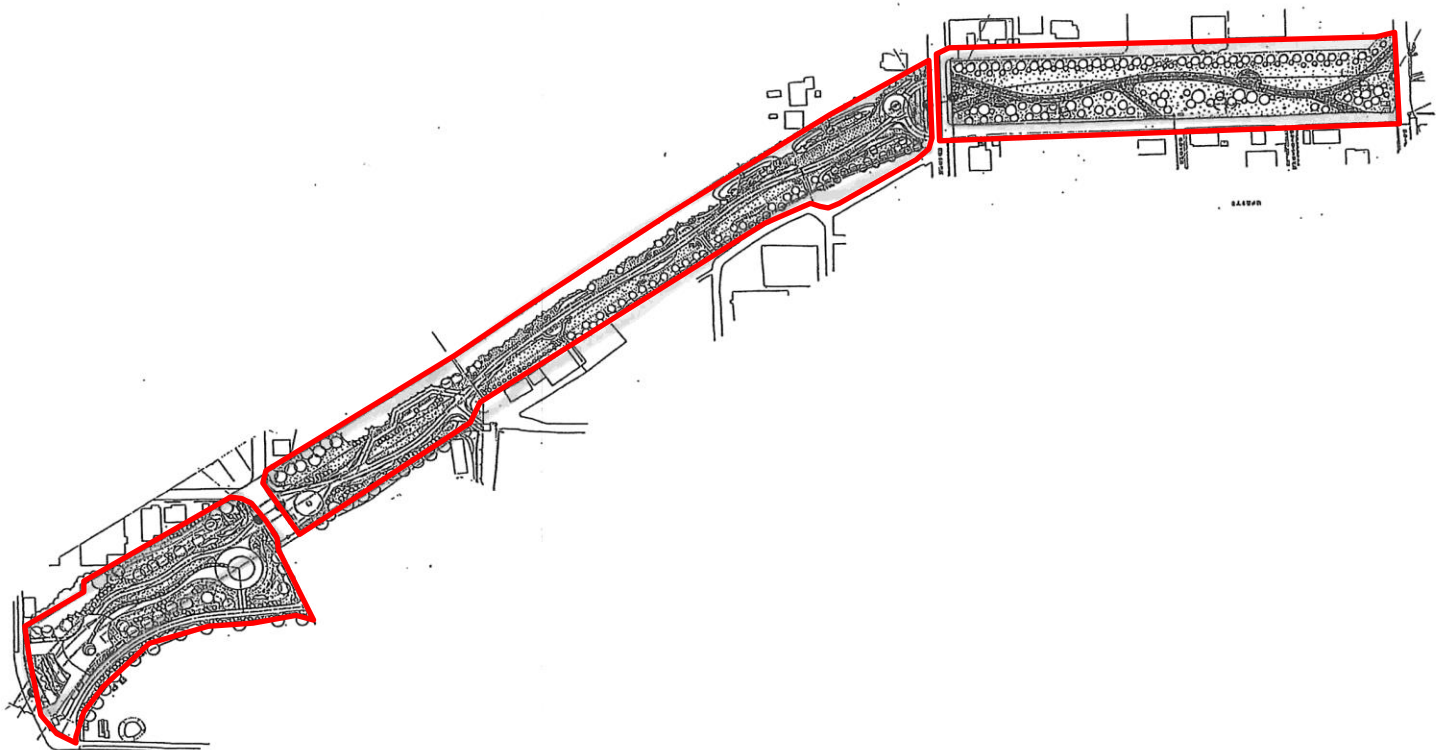
鳩が丘記念緑地平面図 S=1:500



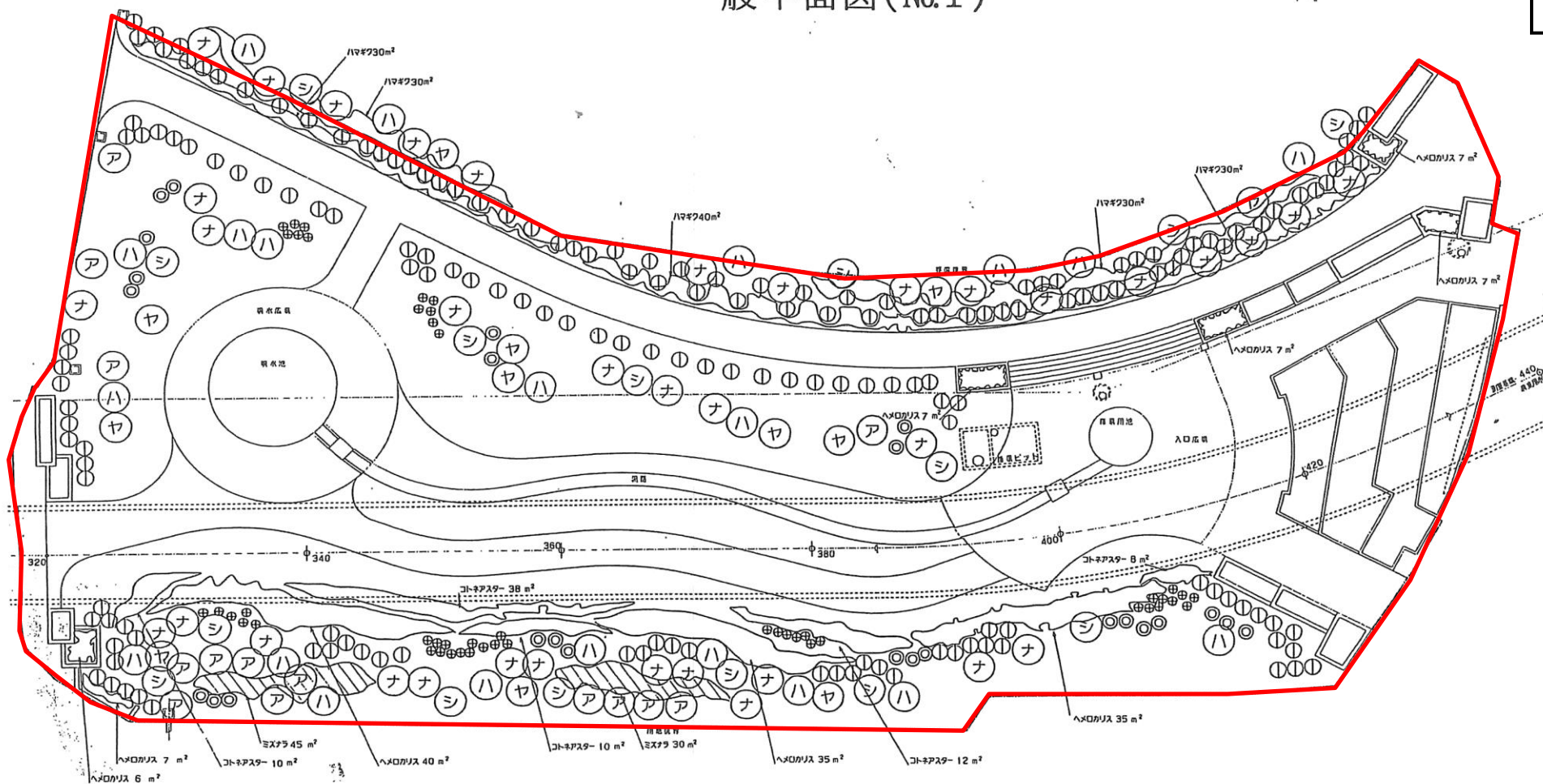
▲ モニュメント 1基 ▲ 石碑 1基 ○ レンガ花壇(総数) 29箇所



北海幹線用水路鳩が丘緑地
一般平面図(全体)

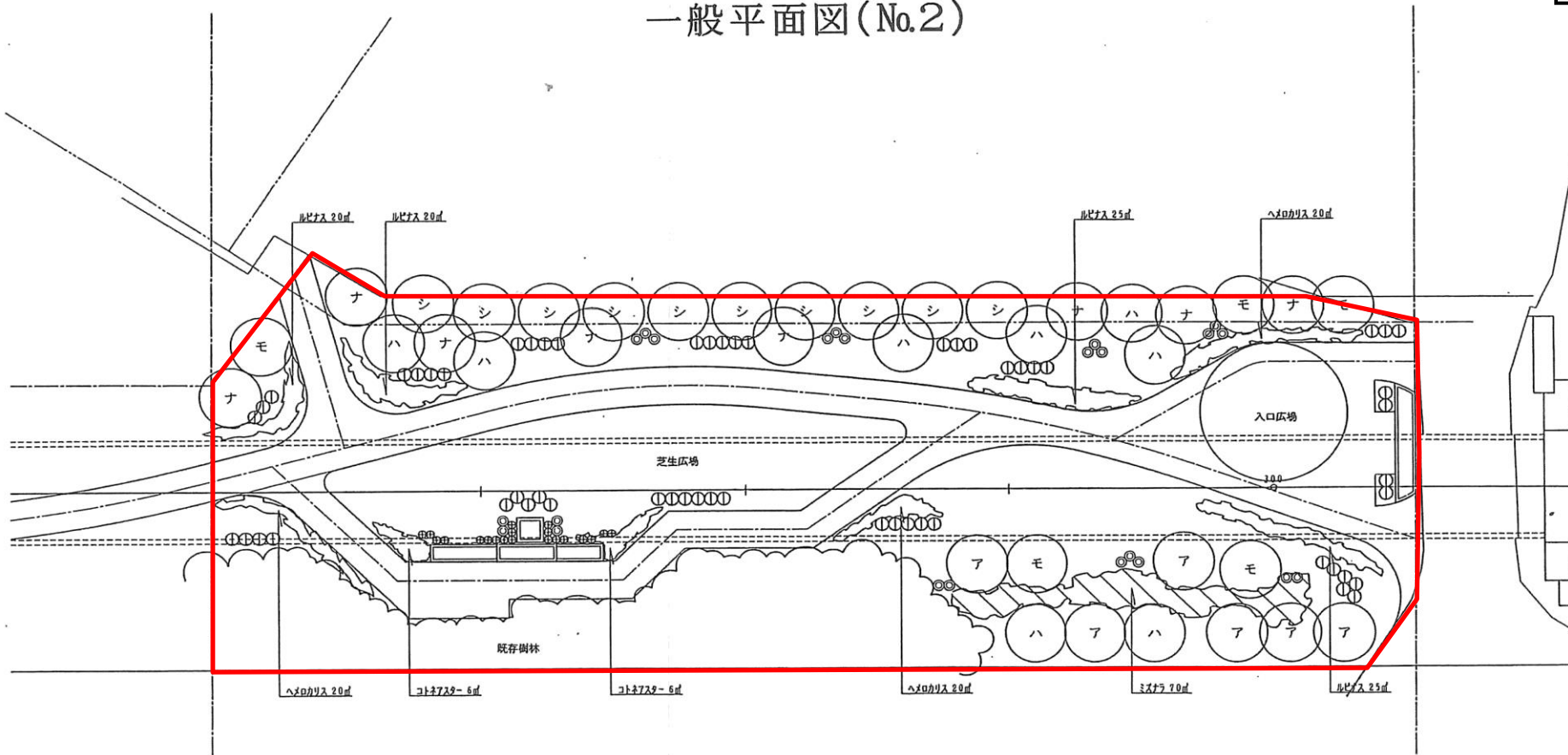


N



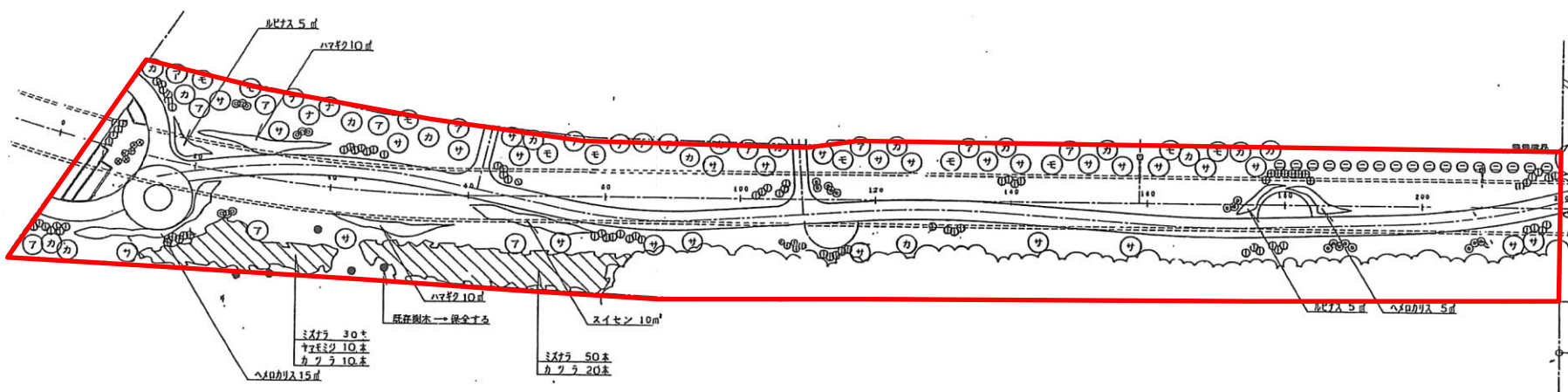
東山公園他4緑地(北海幹線用水路)嶋カ丘緑地)平面図

北海幹線用水路鳩が丘緑地 一般平面図(No.2)



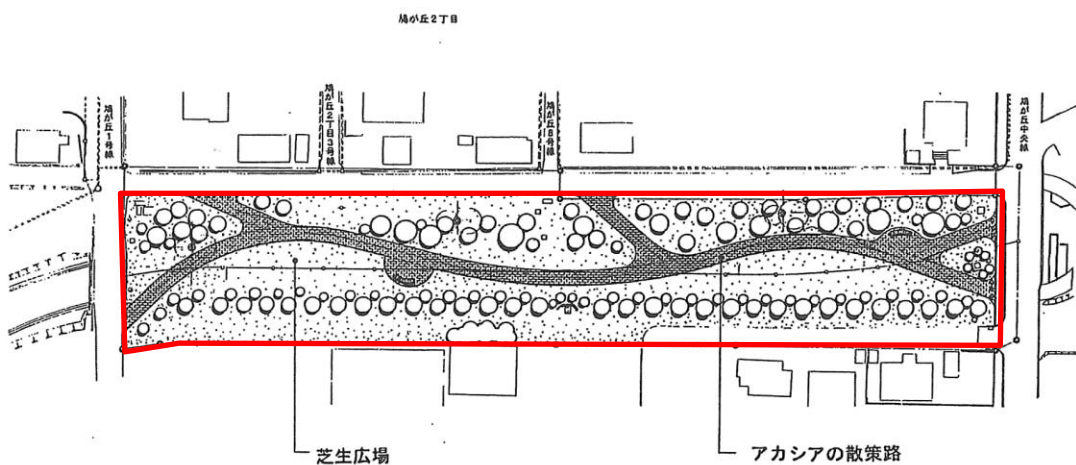


北海幹線水路鳩が丘緑地 一般平面図(No.3)

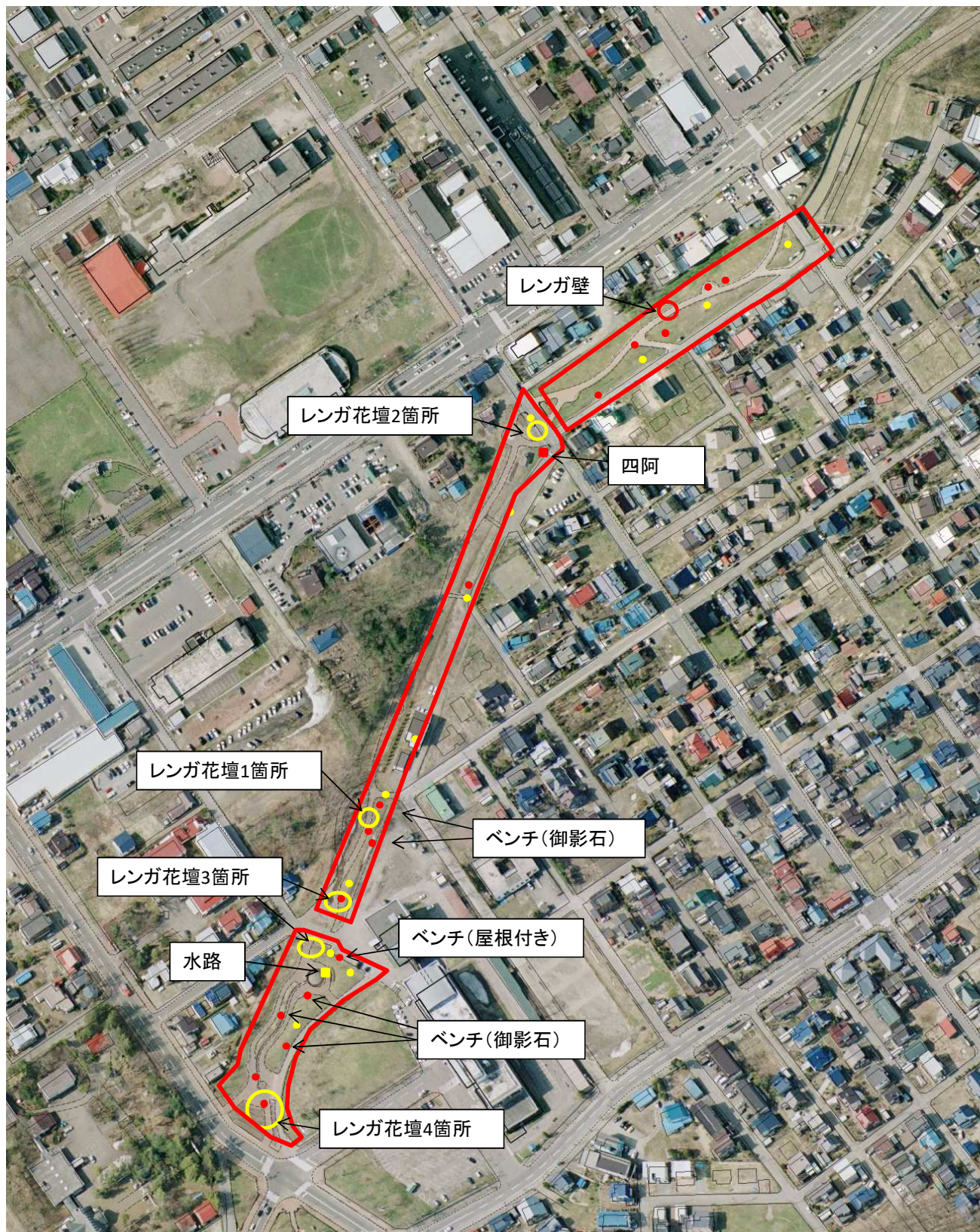




北海幹線水路鳩が丘緑地
一般平面図(No.4)

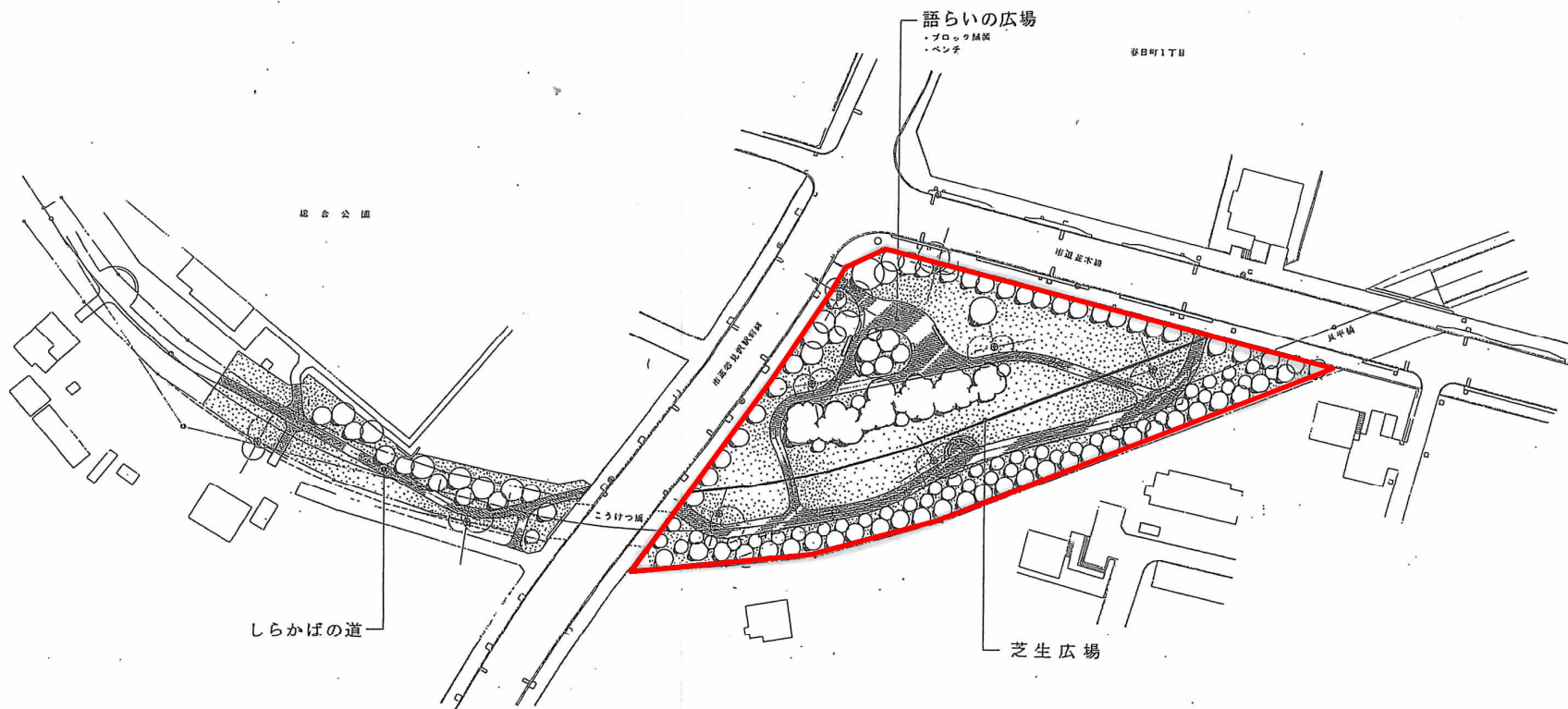


- | | |
|--------------------|------------------|
| ● 背無しベンチ(天板木製) 10基 | ■ 水路 |
| ● 背無しベンチ(御影石) 5基 | ○ レンガ花壇(総数 10箇所) |
| ● 照明灯 12基 | ○ レンガ積み壁 1箇所 |
| ■ 四阿 1基 | |



北海幹線用水路並木町三角緑地

一般平面図



参考資料

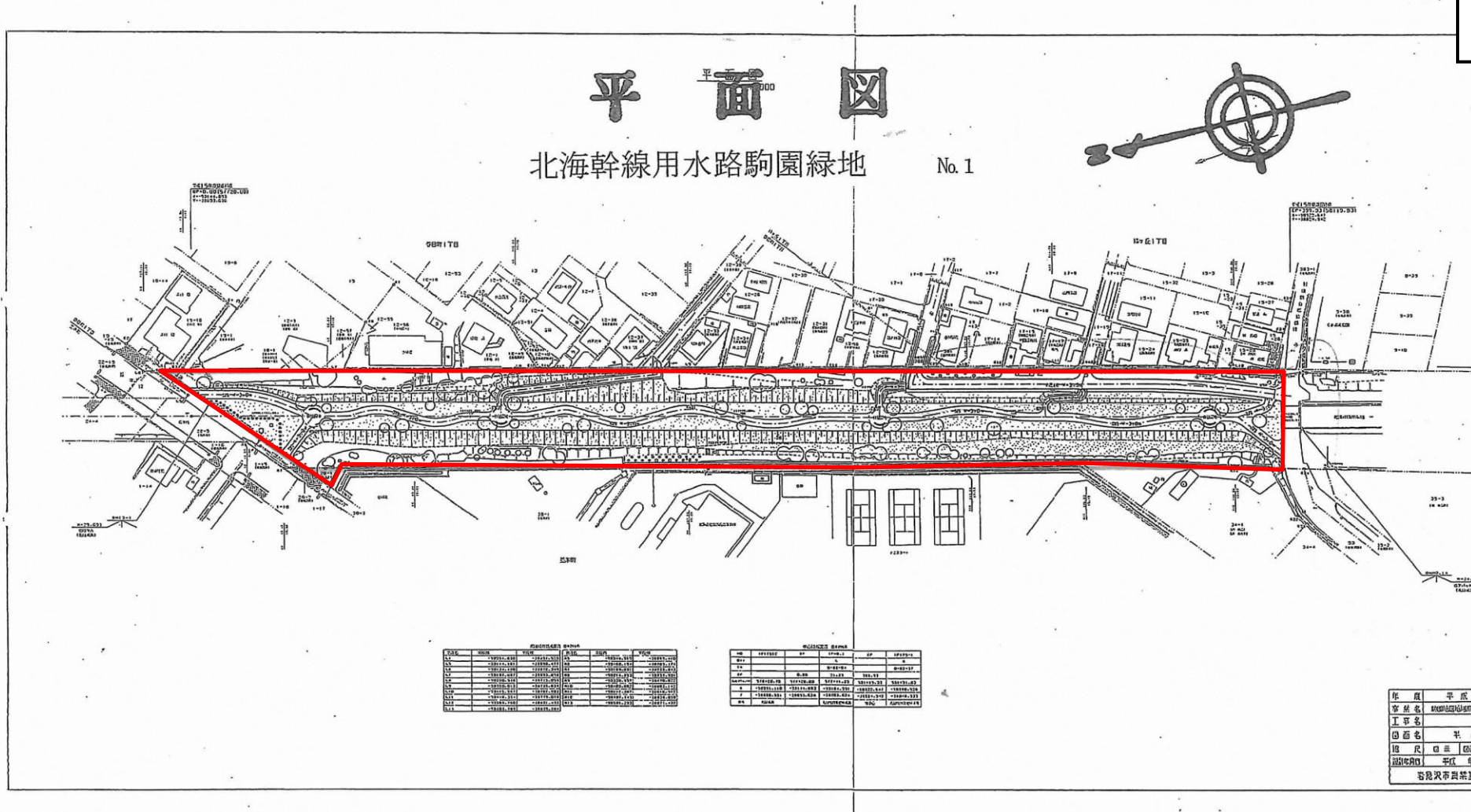
図A-9

東山公園他4緑地(北海幹線水路並木町三角緑地)
施設位置図

● 背無しベンチ(天板木製) 11基 ● 照明灯 7基

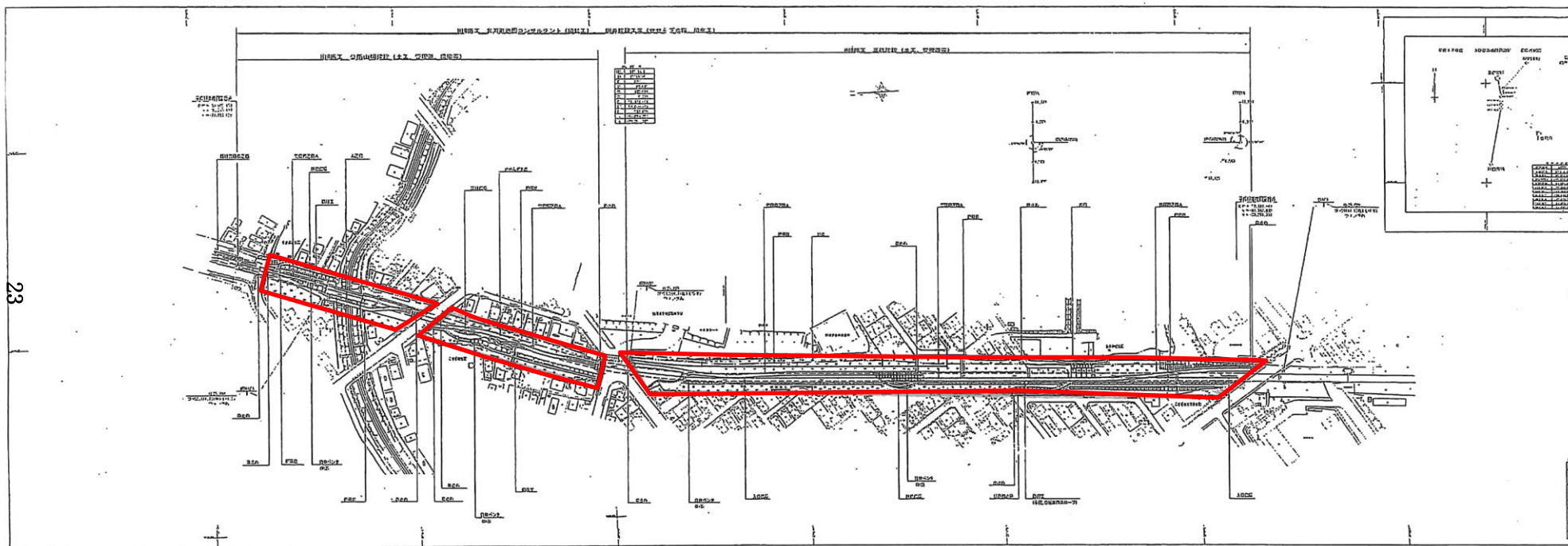
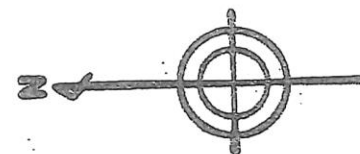


東山公園他4緑地(北海幹線用水路駒園緑地)平面図



平面図

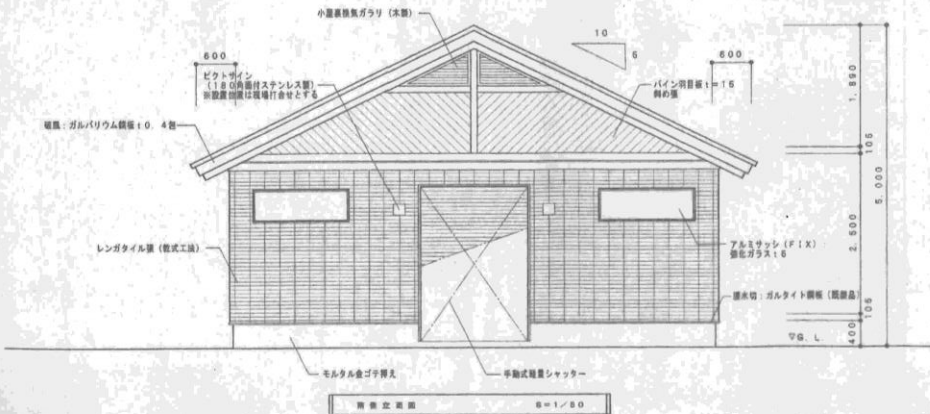
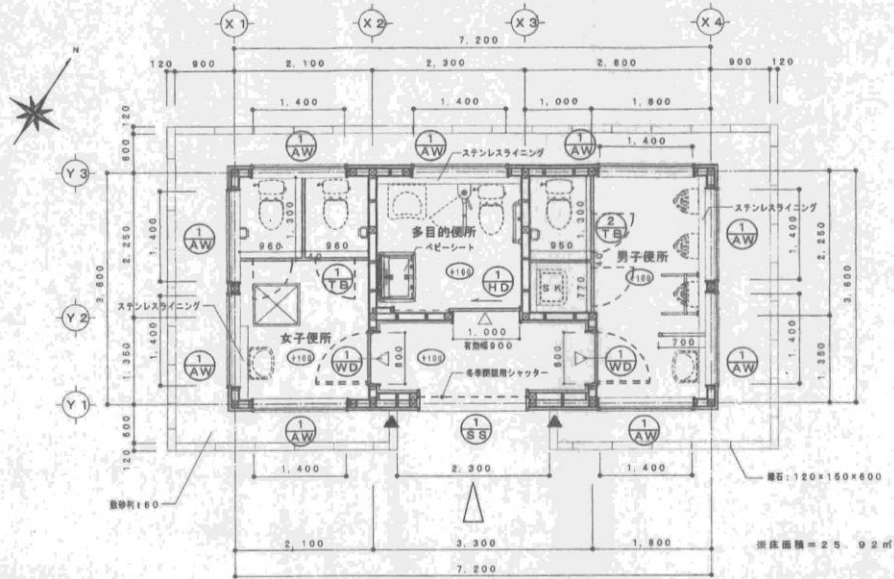
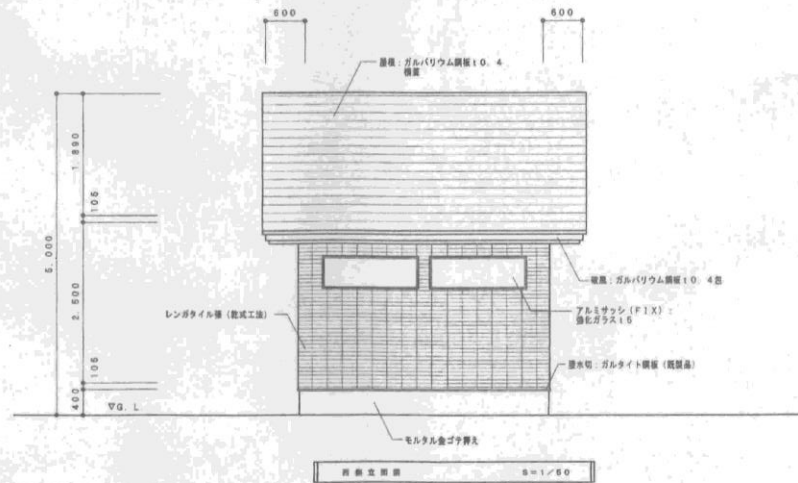
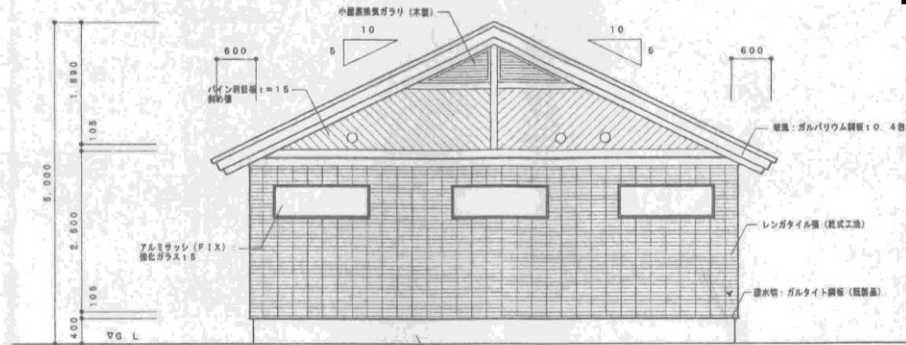
北海幹線水路駒園緑地 No. 2



- 背無しベンチ(天板木製) 21基
- 水路
- 照明灯 23基
- 花壇(総数) 3箇所
- 四阿 1基



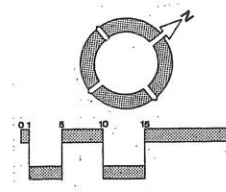
東山公園他4緑地(東山公園)便所 平面図・立面図



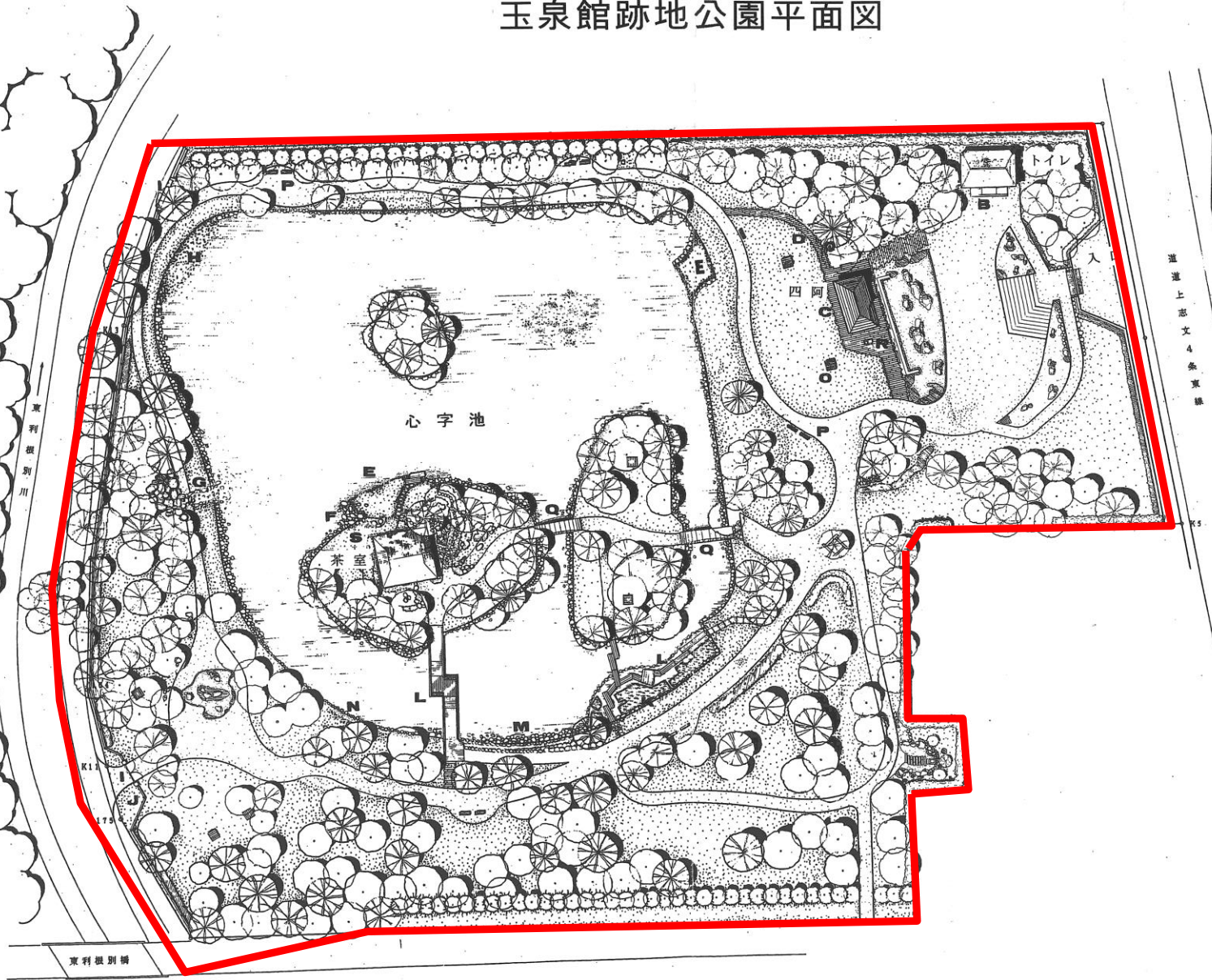
△ → ビクトサイン (120角面材ステンレス製) 設置場所を必ず
▲ → ビクトサイン (180角面材ステンレス製) 設置場所を必ず

玉泉館跡地公園平面図

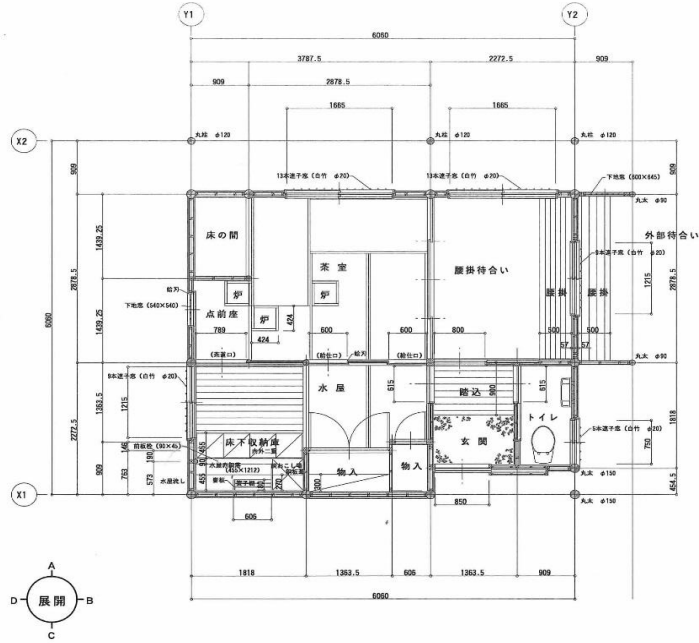
記号	名称
A	門
B	トイレ
C	四阿
D	躰
E	州浜
F	荒磯
G	滝
H	荒磯
I	しおり戸
J	四ツ目堰
K	葛蒲田
L	八ツ橋
M	石杭丸太
N	縁
O	ベンチ
P	木橋
Q	水飲
R	茶室
S	茶
T	井戸のオブジェ



玉泉館跡地公園平面図

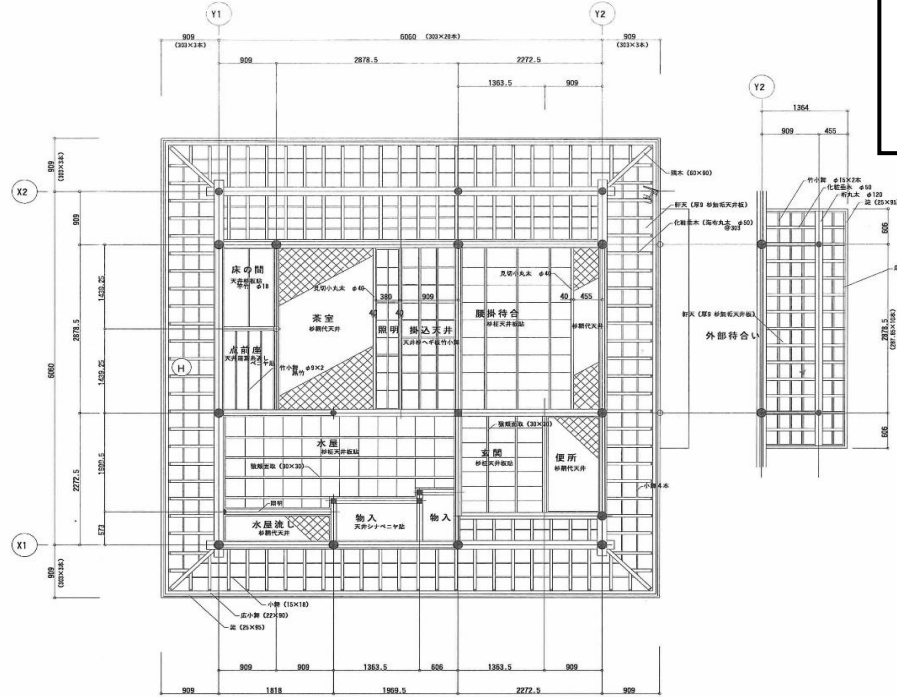


玉泉館跡地公園 茶室平面図

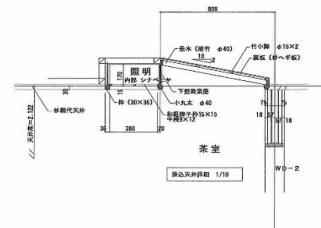


平面詳細図 1/50

※ 茶室の量寸法は炉・畳移動を考慮し注意の事。



天井伏図 1/50



茶室 天井伏図 1/10

年度	平成12年度
工事名	玉泉館跡地茶室新築工事
図面名	平面詳細図・天井伏図
縮尺	1:50 図面番号
設計年月日	平成 年 月 日
岩見沢市建設部	

外部仕上表

区分	根廻り	壁	屋根	窓・出入口	備考
中 ト	良呂太石張	外部用わら葺	厚0.35銅板 一文字葺	木製ドア	軒天：厚7 杉無垢天井板張
		モルタル	アスファルトルーフィング 23kg	木製窓	化粧雨木：ヒバ 60×90
		ラスカットベニヤ 厚7.5	厚12野地板		化粧垂木：海布丸太 50φ
		厚25 グラスロンソノボード			柱：杉丸太 150φ（倍石 H=120）

内部仕上表

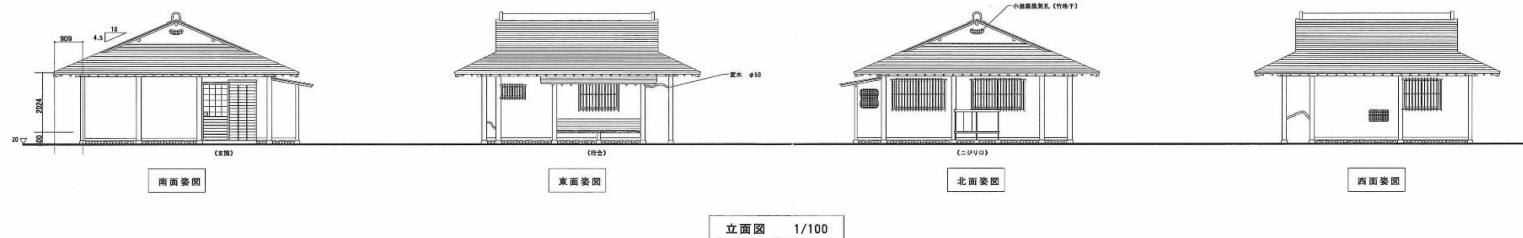
下地記号 W=木, M=モルタル, C=コンクリート, K=コンパネ, N=ネダフォーム																						
階	区 分		床					下 地		巾 木		壁		下 地		天 井		下 地		天 井 高		備 考
	種 別	室 名	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	
			出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.5 2.5	出仕厚 15 12.5 57 5.		

塗装記号

SOP 合成樹脂調合ペイント
CL クリアラッカー

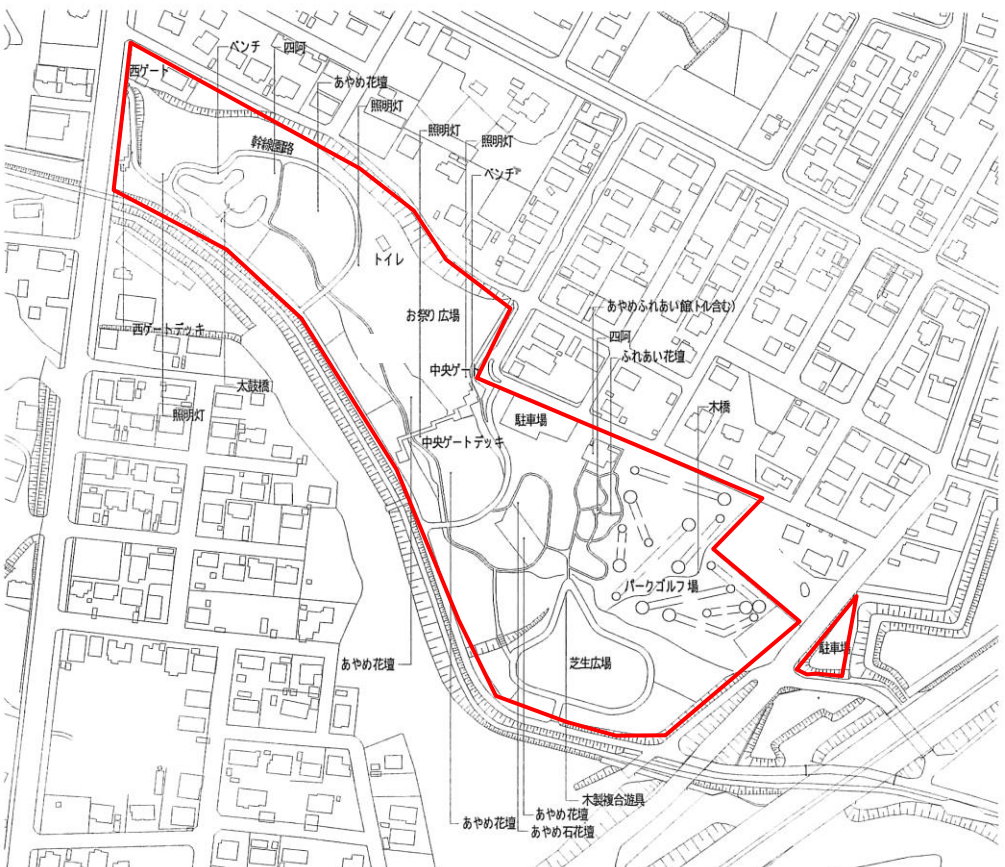
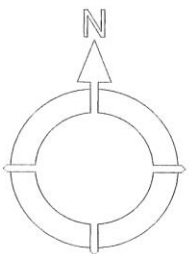
共通事項

- メーカー・商品名 図面上のメーカー名・商品名は全て同等品以上とする。
- スリ ー プ 補 強 筋 ウエブレ使用とする。
- 防 湿 層 厚0.1ポリエチレンフィルム張とする。
重ね150mm以上両面接着テープ張。
- 塗 装 塗料は全て基材同等とする。
- 石 膏 ボ ー ド 特記無き限り全て準不燃石膏ボードとする。
- クロス張 本 ン ド 全て防カビ剤入りとする。
- 内 装 仕 上 下 地 間柱 30×105 @450。
横間柱 45×18 @450とする。
- 断 熱 仕 繕 土間下 厚30合成樹脂発泡材
壁 厚25 グラスロンソノボード 32kg
天井 厚100ブローイング 25kg
- 天 井 下 地 短辺 45×45 @450
長辺 45×18 @450
- 内 部 水 部 仕 上 面 特記無き水部見掛け面は、全て白木用クリアラッカー塗とする。
- 外 部 水 部 見 掛 り 撥水性木材保護塗料塗とし、ステンプルーフ（コシブレザービング）同等品とする。
- タ イ ル 床：割り石状セッ器質タイル 割り石タイル（イナックス）同等品
- 天 然 石 敷 組：良呂太石
- カ ー ペ ッ ト 厚12.5、グリップ工造、ニューDM-10（スミノエ）同等品とする。
- 換 気 風 仕 上 施 材 グラナダ（陶水化学工業）同等品とする。

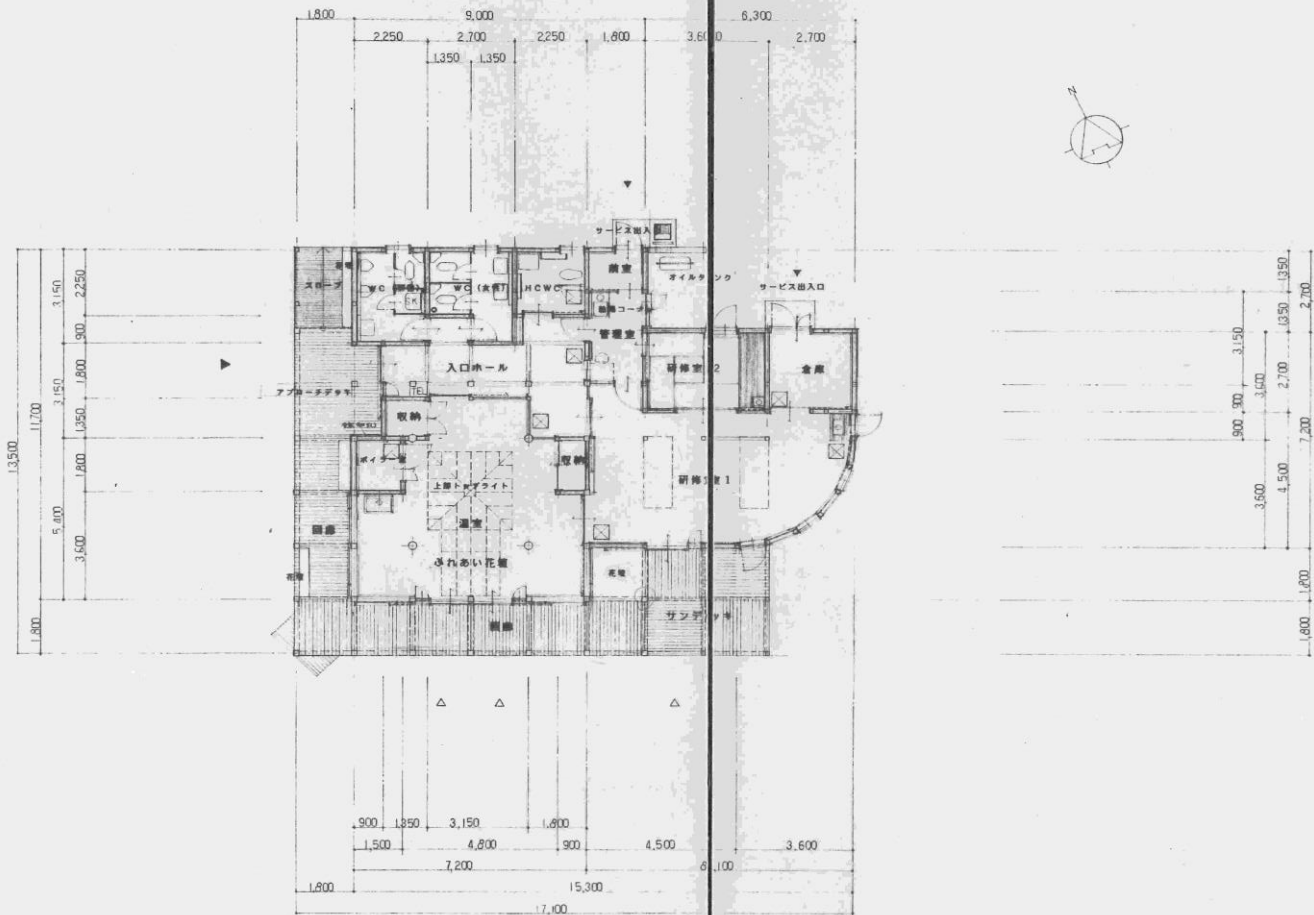


年度	平成12年度		
工事名	玉泉館跡地茶室新築工事		
図面名	仕上表・立面図		
縮尺	1：100	図面番号	4
設計年月日	平成 年 月 日		
岩見沢市建設部			

あやめ公園 平面図



あやめ公園 あやめふれあい館平面図

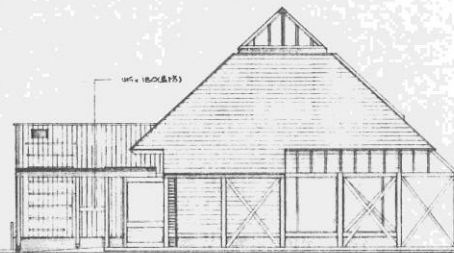


訂正	九	日	(株)東京ランドスケープ研究所 本社 東京都渋谷区神宮前1-10-4 明苑ビル TEL(03)3404-3001 一 総務部 工事部登録 第1125の5 松本 秀	設計年月日 93. 9. 7	設計 製図	検 同 担当	承認年月日 年 月 日	工事名称 あやめ公園 ふれあい交流拠点施設 施設主体工事	図面名称 平面図	概 算 11,190
----	---	---	--	-------------------	----------	-----------	----------------	---------------------------------	-------------	---------------

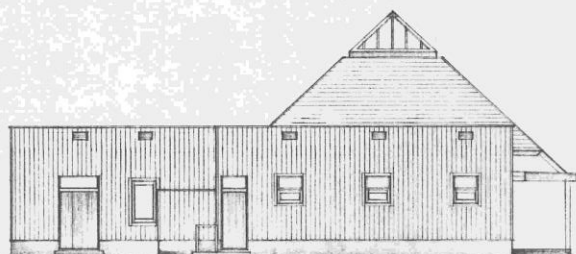
あやめ公園 あやめふれあい館立面図



南 侧 立 面 图



四、立面图



北 側 立面圖



—京 端 立面圖

訂正	外 資	(株)東京ランドスケープ研究所 本社 東京都港区新橋1-16-4 明園ビル TEL(03)3404-3801 一級建築士事務所 監理 第1356号 松 本 秀 夫	設計年月日 93. 9.	設計 製図	検 閲 担当	承認印 承認年月日	工事名称 図面名称 あやめ公園 ふれあい交流拠点施設 建築主体工事 立向図	縮尺 1:100	29 - 8
----	-----	--	-----------------	----------	-----------	--------------	--	-------------	--------

〔参考資料〕

東山公園外4・玉泉館指定管理業務収支実績書(令和3年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R3実績	適 用
委託料収入	38,320	
その他収入	0	
合計(A)	38,320	

2 支出

予算科目	R3実績	適 用
人件費	24,410	
消耗品	406	トイレットペーパー・電球他
燃料費	0	
灯油代		
機械油脂	1,330	
光熱費	880	
電気料		
水道料	390	
修繕費	650	芝刈機・ポンプ修繕等
通信運搬費	480	電話料・輸送費等
手数料	1,030	ゴミ・刈草処分
材料費	2,560	目土・肥料・芝等
委託料	0	
清掃委託料		
整備委託料	0	
その他委託料	2,250	除雪費
機械賃借料	1,620	軽トラック・2tダンプ等
保険料	900	損害賠償責任保険
雑費	1,480	
合計(B)	38,386	

差引(A-B)	△ 66	
---------	------	--

〔参考資料〕

東山公園外4・玉泉館指定管理業務収支実績書(令和4年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R4実績	適 用
委託料収入	38,930	
その他収入	0	
合計(A)	38,930	

2 支出

予算科目	R4実績	適 用
人件費	24,600	
消耗品	453	トイレットペーパー・電球他
燃 料 費		
灯油代	0	
機械油脂	1,400	
光 熱 費		
電気料	880	
水道料	300	
修繕費	550	芝刈機・ポンプ修繕等
通信運搬費	450	電話料・輸送費等
手数料	1,080	ゴミ・刈草処分
材料費	2,800	目土・肥料・芝等
委 託 料		
清掃委託料	0	
整備委託料	0	
その他委託料	2,430	除雪費
機械賃借料	1,610	軽トラック・2tダンプ等
保険料	900	損害賠償責任保険
雑費	1,550	
合計(B)	39,003	

差引(A-B)	△ 73	
---------	------	--

東山公園外4・玉泉館跡地公園指定管理業務 利用実績書(令和3・4年度)

玉泉館跡地公園茶室

単位: 利用回数～回、利用料金～円

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		合 計	
	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金	利用回数	利用料金
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

玉泉館跡地公園来園者

単位: 利用者数～人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合 計
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
令和3年度	170	2,925	2,243	1,568	1,692	1,693	3,691	244	14,226
令和4年度	726	3,135	2,278	2,608	1,685	1,511	3,312	302	15,557

〔参考資料〕

あやめ公園
指定管理業務収支実績書(令和3年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R3実績	適 用
利用料金収入	84	令和3年4月1日～令和4年3月31日の利用料金収入
委託料収入	14,733	
その他収入	159	あやめ株販売他
合計(A)	14,975	

2 支出

予算科目	R3実績	適 用
臨時雇賃金	9,209	臨時職員賃金:7名 パート:2名
福利厚生費	1,019	社会・労働保険料
通信運搬費	42	電話料
消耗品費	595	肥料・機械器具部品等
修繕費	365	施設・機械修繕
印刷製本費	3	利用券等
燃料費	222	ガソリン・軽油等
賃借料	142	AEDリース料
保険料	186	自動車・請負賠償
光熱水費	344	電気料・水道料
委託費	524	清掃・警備委託等
原材料費	271	施設補修材等
租税公課	1	印紙代
消費税	903	
雑費	198	一般廃棄物手数料
合計(B)	14,023	

差引(A-B)	952	
---------	-----	--

〔参考資料〕

あやめ公園
指定管理業務収支実績書(令和4年度)

1 収入

単位:千円

予算科目	R4実績	適 用
利用料金収入	90	令和4年4月1日～令和5年3月31日の利用料金収入
委託料収入	14,912	
その他収入	84	あやめ株販売他
合計(A)	15,086	

2 支出

予算科目	R4実績	適 用
臨時雇賃金	9,437	臨時職員賃金:7名 パート:2名
福利厚生費	1,024	社会・労働保険料
通信運搬費	50	電話料
消耗品費	872	肥料・機械器具部品等
修繕費	186	施設・機械修繕
印刷製本費	20	利用券等
燃料費	313	ガソリン・軽油等
賃借料	142	AEDリース料・自動車駐車代
保険料	186	自動車・請負賠償
光熱水費	359	電気料・水道料
委託費	564	清掃・警備委託等
原材料費	69	施設補修材等
租税公課	1	印紙代
消費税	982	
雑費	287	一般廃棄物手数料
合計(B)	14,491	

差引(A-B)	595	
---------	-----	--

あやめ公園パークゴルフ場

単位:利用者数～人、利用料金～円

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		合 計	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
利用者	5	750	74	11,100	83	12,450	45	6,750	54	8,100	70	10,500	48	7,200	8	1,200	387	58,050
回数券利用者	1		4		32		21		8		33		67		1		167	
回数券購入	1	1,500	0	0	4	6,000	3	4,500	0	0	3	4,500	6	9,000	0	0	17	25,500
減 免	0		10		6		6		2		36		24		4		88	
無料者(小・中学生)	1		26		7		11		14		12		13		1		85	
合 計	7	2,250	114	11,100	128	18,450	83	11,250	78	8,100	151	15,000	152	16,200	14	1,200	727	83,550

あやめふれあい館

単位：利用者数～人、団体数～組

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数
研修室利用者	112	18	44	9	87	17	88	16	82	14	73	13	107	17	102	18	83	12

[illegible]

あやめ公園パークゴルフ場

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		合 計	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
利用者	3	450	68	10,200	87	13,050	49	7,350	78	11,700	87	13,050	74	11,100	3	450	449	67,350
回数券利用者	6		30		36		20		12		25		27		3		159	
回数券購入	1	1,500	3	4,500	4	6,000	5	7,500	0	0	2	3,000	0	0	0	0	15	22,500
減 免	2		32		33		20		21		18		21		4		151	
無料者(小・中学生)	2		14		8		9		26		13		3		0		75	
合 計	13	1,950	144	14,700	164	19,050	98	14,850	137	11,700	143	16,050	125	11,100	10	450	834	89,850

あやめふれあい館

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数
研修室利用者	98	17	102	17	114	18	72	12	51	8	98	15	84	17	89	19	87	15

[illegible]

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

岩見沢市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 施設 の 名 称 東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園
- 2 施設の所在地 岩見沢市総合公園ほか
- 3 提出書類
 - (1) 指定管理者事業計画書
 - (2) 施設の管理に係る業務の収支計画書
 - (3) 法人は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの）、法人以外の団体にあつては、規約、構成員名簿、代表者の身分証明書等
 - (4) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の団体にあつては、団体の財務状況を明らかにする書類
 - (5) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書
 - (6) 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税について未納がないことの証明）
 - (7) 法人は、申請日に属する事業年度の前年度事業における事業報告書、法人以外の団体にあつては、業務の内容を明らかにする書類
 - (8) 共同事業体の結成に係る申請書及び協定書又はこれに相当する書類

(任意様式)

指定管理者事業計画書

年 月 日

施 設 名				
団 体 名		設立年月日	年 月 日	
代 表 者 名				
代表者生年月日	年 月 日			
団 体 所 在 地				
電 話 番 号		F A X 番 号		
*1 運営実績（施設名）	所在地	主な業務内容	運営期間	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
公の施設事業計画書（別紙可）				
【施設の管理業務に対する基本方針について】 ※ 施設の設置目的を達成するための管理業務全般について、基本方針を記入してください。				
【施設の職員について】				
1 職員の配置及び業務分担について				
(1) 配置 職員総数 () 人				
内訳 常勤 () 人 業務分担				
非常勤 () 人 業務分担				
その他 () () 人 業務分担				
(2) 管理体制（組織図）について				
※ 指揮命令系統がわかる組織図を記入してください。				

2 職員の研修について

※ 接遇、事業に関する研修の方針を記入してください。

3 職員の雇用について

※ 岩見沢市内居住者の雇用についての方針を記入してください。

【施設の管理運営について】

1 サービスを向上させるための方策について

※ サービスの向上の具体策を記入してください。

2 利用者の要望の把握と苦情処理の対応について

3 施設の管理保守業務（清掃、警備、除排雪、その他の設備）について

4 資金の確保について

※ 指定管理業務を行うにあたり、必要となる資金の確保の方法について記入してください。

5 資産の状況について

6 経理の方法について

※ 経理を適切に行うための方法を記入してください。

7 経費の縮減について

※ 提案する収支計画書が市管理の実績と変更（増減）となるときは、その根拠を記入してください。

8 使用資機材等の調達方法について

※ 指定管理業務の遂行にあたり、必要となる資機材について岩見沢市内で調達する考えがあるかを記入してください。

9 施設の管理運営に対する提案事項について

※ 施設の管理運営に関して申請者の具体的アイデア等を記入してください。

【個人情報の保護について】

※ 個人情報の保護に関する考え方と情報管理体制について記入してください。

【緊急時等対策について】

1 防犯、防災の対応について

※ 利用者の安全を確保する対策を記入してください。

2 利用者の安全対策について

※ 事故の未然防止対策及び事故発生時の対応措置について記入してください。

3 緊急時の対応について

※ 緊急時の連絡体制等について記入してください。

【団体の理念について】

1 団体の経営方針について

2 指定管理者の指定申請の理由について

注1 *1 運営実績欄は指定管理を受けている実績を記入してください。また、指定管理業務以外で類似する事業に関する実績があれば、表欄に指定管理外として記入してください。

注2 事業計画書の大きさはA4版としてください。様式はこれによる必要はありません。また、適宜、資料を添付してください。

(任意様式)

施設の管理に係る業務の収支計画書（令和 年度分）

（法人・団体名 ）

（単位：千円）

項 目		積 算 内 訳	予 算 額
収 入 項 目	利用料金		
収入合計 (A)			
支 出 項 目	人件費		
	消耗品		
	燃料費	ガソリン代	
		灯油代	
	光熱水費	電気料	
		水道料	
	印刷製本費		
	修繕料		
	通信運搬費		
	手数料		
	施設賠償責任保険料		
	委託料	清掃委託料	
		警備委託料	
	使用料及び賃借料		
支出合計 (B)			
市からの委託料 (B) - (A)			

- 1 施設に関わる全項目を記入し、作成してください。
- 2 支出項目の各経費は、消費税額を含めた額を記載してください。
- 3 収入・支出の各項目の積算内訳（単価×人数等）を別に添付する場合、A 4 版とし様式は自由です。
- 4 年間（12 か月）の収支を記入してください。
- 5 毎年度ごとに作成してください。

（指定申請期間の毎年度収支見込みが同じであれば1枚の提出でも可）

宣 誓 書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申請者 住 所
名 称
代 表 者 氏 名 ⑩
(生年月日) 年 月 日

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請資格に関する宣誓をいたします。

施設名 東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園

記

次の事項のいずれにも該当しません

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、その取り消しの日から1年（本市以外の地方公共団体による取り消しの場合は6ヶ月）を経過しない者
- 5 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- 6 法人税、消費税、地方消費税、法人道民税、法人事業税及び岩見沢市税を滞納している者
- 7 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

共 同 事 業 体 申 請 書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

共 同 事 業 体 代 表 者

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

印

代表者生年月日

年 月 日

東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園指定管理者の募集に参加するため、募集要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成し、別紙のとおり協定書を添付し申請します。

なお、指定管理者に指定された場合は、各構成団体は、東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

【共同事業体の名称】

【共同事業体
事務所所在地】

【共同事業体
の構成団体】

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

印

代表者生年月日

年 月 日

〈 構 成 団 体 〉

所 在 地

商号等（企業名）

代 表 者 氏 名

印

代表者生年月日

年 月 日

【共同事業体
の成立、解散
の時期及び委
任期間】

令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。

ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、ただちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に岩見沢市の承認がなければこれを行うことができないものとします。

【添付書類】

- 1 協定書（様式任意）
- 2 共同事業体連絡先一覧

【その他】

- 1 協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはいたしません。
- 2 協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

共 同 事 業 体 連 絡 先 一 覧

令和 年 月 日

(共同事業体の名称)

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

〔構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

〔構成団体 担当者連絡先〕

ふり がな
氏 名

所属団体

部署 職名

電話番号

ファックス

E-mail

(任意様式)

指定管理者募集に係る説明会参加申込書

担当課長 宛

次のとおり、東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園指定管理者の説明会への参加を下記のとおり申込みます。

団 体 名				
所 在 地				
代表者氏名				
参 加 者	役職		氏 名 (担当者)	
	役職		氏 名	
担 当 部 署				
電 話 番 号				
F A X 番 号				
E - M a i l				

(任意様式)

東山公園外4緑地・玉泉館跡地公園・あやめ公園

指定管理者申請に関する質問票

担当課長 宛

団 体 名		
(質問事項)		
担当者氏名及び連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番 号	
	E - M a i l	

備考： 質問は本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめ記載すること。